

◆ 農地バンクを活用するメリット

出し手のメリット

1 賃料は確実に振り込まれます

賃料は農地バンクから期日までに確実に振り込まれます。

2 契約期間満了後は農地は返却されます

一度農地を貸したら返ってこないということはなく、農地バンクに貸した農地は、貸付期間終了後に必ず農地が返ってきます。

引き続き、だれかに耕作してもらいたい場合は、再貸付が可能です。

3 農地は適切に耕作されます

貸し付けた農地は、地域計画の達成に向けて、地域計画に位置付けられた者に転貸され、適切に管理されます。

また、受け手が離農等により不在になった場合も、地域計画に基づいて新たな受け手に転貸するとともに、転貸までの間は農地バンクが適切に管理します。

4 税制の優遇措置が適用されます

農地バンクに農地を貸し付けた場合、次の税金の優遇措置が受けられます。

- ① 所有する全農地（10a未満の自作農地は可能）を、新たに農地バンクに貸し付けた場合、農地バンクに貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減（10年以上の貸付は3年間、15年以上の貸付は5年間軽減）
- ② 相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、納税猶予の適用農地を貸借しても、農地バンクを通じた貸借であれば納税猶予が継続します。

5 受け手の相続等に対応します

受け手に相続があっても、出し手は農地バンクに農地を貸しているので、農地バンクが対応いたします。

※ 貸借だけでなく売買でもメリットがあります

市町村の通知による農地バンクとの買入れ協議により、農地バンクに売却した場合は、1,500万円の特別控除の適用を受けることができます。

◆ 農地バンクを活用するメリット

受け手のメリット

1 農地の集約化をサポートします

地域計画に基づいて、まとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることが可能です。

2 賃料の支払いや事務手続きが楽になります

複数の出し手から農地を借りる場合であっても出し手への賃料の支払いは農地バンクが行うので、受け手は賃料をまとめて農地バンクに支払えばよく、手間がかかりません。

口座変更等の事務手続きに関しても、受け手は農地バンクから農地を借りているため、農地バンクとの事務手続きのみとなります。



地域のメリット

1 機構集積協力が金が支払われます

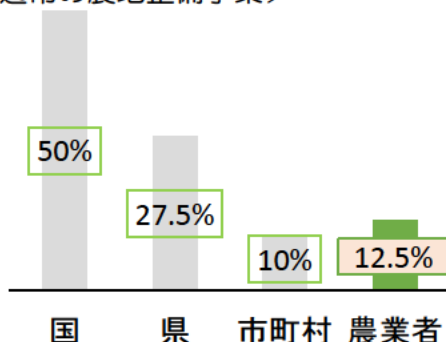
地域のまとまった農地の農地バンクへの貸借等により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対して、協力が金が交付されます。

協力の金の用途は地域で決めることができますので、農業機械の購入、鳥獣害対策などの受け手支援、賃料先払いなどの出し手支援、農道の維持管理などの地域支援など地域の実情に合わせて活用できます。

2 農地の条件整備ができます

農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

<通常の農地整備事業>



<機構関連農地整備事業>

